

研究通傳

刊会局学部三  
1987年1月研究大  
村落社会務塾學隆  
事慶經應義濟山  
高港区三田2-15-45  
TEL 03(453)4511

一九八六年第三十四回村研大会

## 討論のあらまし（その1）

東敏雄

るものと考えられる。

最初に司会者団が意図した大会討論の構成を記しておきたい。第一に、大会の共通課題との関連で基本的枠組を確認しておくことである。前年度に引き続き、八六年度の共通課題は「土地と村落」、それに「村落の変貌と土地利用秩序」というサブ・テーマが付けられている。これはいうまでもなく、八四年度までの共通課題「農政」と「村落」の延長で構想されたものである。基本法農政、総合農政を経て、現在の農政は地域農政と行政の側から命名されている。行政サイドから、農政のなかに地域が浮上したのである。かかる事態のなかで農民の立場から地域をどのように考えるのか、「村落の変貌と土地利用秩序」というサブ・タイトルはこのような文脈のなかにあ

その意味で、第一回目に「近世の入会林野と村落」を報告した西川会員には、おおよそ以下のような趣旨で補足的発言を御願いした。すなわち、西川会員は戒能通孝氏による「行政村としての村」と「生活共同体としての村」との区別を画期的なものとして評価し、この生活共同体としての側面を近世の入会林野にそくして実証的に報告した。同会員はこの二つの機能は必ずしも重なり合っていると いうことはできず、現実に分離している村もあると考えた方がよいと報告している。つまりこれは生活共同体という機能が現実を規定するばかりもある、という意味で、重要な役割を果たしているといふことであろう。この生活共同体としての側面は、近代においてもまた入会林野に限らず、より一般的な分野で機能しているものかど

うか。報告の趣旨を近代にまで延長して補足していただければ、と  
いうのが司会者の注文であった。

おなじく第一日目、「本源的土地位所有とムラの土地利用秩序」を  
報告した岩本会員には、次のような角度から補足的発言を依頼した。  
報告のなかで岩本会員は、神話以来の土地の占有や利用にかかる  
罪、シキマキ、クシザシ、アゼナワの考察を通して本源的土地位所有  
意識のわが国におけるありようを示し、さらに、これら言葉の使用  
例、そこでの解釈の歴史性から土地所有意識の変遷にもかかわらず、  
この労働に基づく本源的土地位所有・占有意識は、近代の小作争議の  
中でも無意識的に継承され、いわば「深層心理」を形成しているの  
ではないか、としたのである。岩本会員には、報告論題の前半、「本源的土地位所有」の論から進めて、論題後半の「土地利用秩序」、  
それも現在のそれについて論点の補足を、と注文したのであった。

周知のように、村研の課題報告は日程の都合で一日間にわたって  
おこなわれる。本大会では、二日目は、長谷川会員の「村落変貌と  
土地利用秩序の展開」、特別報告として永田恵十郎氏の「過疎山村  
の明暗」があった。大会討論は二日目、両氏の報告に引き続いておこ  
なわれるため、前日の両会員のよろは、追加報告を求めることは  
できなかった。むしろ、前共通課題および昨年度討論との連結を期  
待するという意味で、磯部会員と安孫子会員にコメントを願うとい  
うこととした。前夜、懇親会の席上、ちらとお願いしたというものの、  
注文の内容は突然に等しく、両会員に御迷惑をお掛けしたこと  
は確実である。

磯辺会員は第三回の茨城県大子町での大会で「農政と村落」を  
特別報告し、その後、村研年報第一〇巻に「地域農政の展開と『む  
ら』」を発表している。冒頭述べたような討論の構成方針からして、  
あの文脈の中で、磯部会員に発言していただけたら、と司会者は考  
えた。司会者の理解はあるが、論文の中で磯辺会員は、労働と所  
有の同一性という所有の本源的・本質的把握を肯定する立場にたつ  
て、その現実的な再構築は不可能なのか、と問い合わせていた。眼前  
の現実は、資本主義的所用が展開するなかで進行する労働の所有へ  
の従属である。この過程は同時に、人間が生きてゆくために、歴史  
を超えて必要な前提条件である土地利用体系・耕地生態系の安定、  
したがって地方の維持が破壊されていく過程でもある。歴史を超  
えた人間と自然との物質代謝の原則が、資本主義という歴史社会の法  
則の中で破壊されている。ここからの回復は、所有の本源的・本質  
的形態の現実的な再構築によってのみ可能となるのではないか。  
しかしそれは所有変革の古典的発想によってはなしえない。つまり、  
農民の外側から、たとえば協同的土地位所有、国家的土地位所有という  
形で所有を変革し、これによって労働と所有の分離を止場したとし  
ても、である。むしろ農民層の内側から、自らの労働様式の変革に  
立脚する土地位所有の転換が、数は少ないとしても、日本の中で実践  
されているのではないか。それに着目し、理論化してより広い実践  
にむすびつけられないのか。「それがいかなる歴史的定在であるに  
せよ、労働する主体とその客体的諸条件の本源的結合は必然的に一  
定の共同体を前提とし、基礎としている」。正確に伝えていない恐  
れもあるが、司会者はこのように理解して、大会討論の文脈を鮮明  
にすべく、磯辺会員の発言を期待した。

安孫子会員は八五年度の大会で「地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係」を報告し、同名の論文を村落社会研究第二二集に発表している。ここで安孫子会員は本源的な土地管理・利用秩序——いってみれば先の、歴史を超えた人間と自然の物質代謝の原則、その中での土地管理・利用秩序——と階級関係等に由来する第二次的な土地管理・利用秩序——資本主義的経済法則に基づく、その中での、土地管理・利用秩序とは限定していない。階級関係等に由来するというように包含する歴史範囲は広い——とに区別し、戦前・戦時わが国における第一次的なそれを、「資本の論理の仮象的反映としての地主の土地支配」（土地管理）、それを圧倒し、排除して進んだ国家の土地管理を実証的に整序している。そのなかで、部落の意味あいも問題とされる。岩本報告のシキマキの禁止も、この文脈の中で関連づけられている。司会者は、さらに時代を、戦時の統制が撤廃され、地主的所有も廢棄された農地改革後、そして現代を展望し、第二次的なそれ、岩本会員の報告の趣旨を結びつけた発言を、と注文した。

## 二

西川会員の補足的説明。西川会員はまず、報告者としての村落の取扱いはあくまでも入会の権利主体としての村落ということで生活共同体の機能を説明したのであり、村落一般を問題としているのではないことを強調した。ついで「純粹な補足」として、報告では山村を例にして、幕藩制行政村と生活共同体を区別できるような形で説明したが、平場の村では村内に複数の生活共同体があるばいい、個々の生活共同体が入会権の権利主体になつておらず、幕藩制行政

村と入会の権利主体がかさなるばあいもある、と述べた。ついで、現代の問題としては、入会権の外部の人への売却により自然災害、公害がひきおこされ、従来のように、私権化の方向だけでは入会権が解釈できなくなっているとして、ここから現代における生活共同体の問題を示唆した。生活共同体の構成単位をなす家については、①家を継ぐ人がいなくなつても（例では一人娘の他村への嫁出）、その家の入会権は近世來昭和三四、三年ころまで続いていた。これは日本の家を前提として入会権があることを示す。②近世にあっては家の、生活共同体の中における規定の仕方は、あるいは約束ごとは、一様ではないこと。③明治の壬申戸籍以降、家は血縁中心に変わり、町村制行政村の構成員は制度上では住民となつた。しかし実状は現在に至るまで、生活共同体としての部落のばあいは家が単位である。そのばあいの家は系譜的な家族が多くまだニュークリア・ファミリーという型にはなつていない。

ついで岩本会員の補足説明の要点は以下のようである。法律が考へている土地利用秩序と現実に農民が土地利用するさいに考へている土地利用秩序との間にはずれがある。つまり法律が規定している土地利用秩序とは別のムラ独自の土地利用秩序がある。われわれは水田農業が出来て以来、それを通して土地利用秩序が形成されて来たというふうにのみ考え方があるが、実は、柳田国男がすでに明治末、宮崎県椎葉村の焼畑分配にそくして触れているように、稻作以前の焼畑農業的なものが基礎にあり、それが土地配分の考え方のベースとなる部分として持続している。この部分は、現代に至るまで所有関係が混乱するたびに顕在化するのである。つまり秩序はたえず安定した状態を示すものではない。むしろ、ある状況を突き崩

すものとしてあるのである。

岩本会員のこの追加報告は労働と所有の一一致という所有の本源的形態について、それは歴史を越えて土地利用秩序の根底にあり、それゆえ、ときどき、そして人を得たならば、それは顕在化あるいは現実化できるものといつてはいるのであろうか。大会では以上のほか、先にも述べたように、二日目の共通課題報告として長谷川会員の「村落変貌と土地利用秩序の展開」と永田惠十郎氏の特別報告があつた。以下においては、おおむね大会での発言順に従って、報告者の回答あるいは所信を紹介し、最後に討論概括のあらましを記したい。なお、全体をまとめる時間的余裕がなかつたので、一回にわけた。

### 三

西川報告に対する安孫子会員の論点は二つである。第一、幕藩制下の行政村をどのように考へているかということについて。西川報告からは行政村としての村と生活共同体としての村と、二種類あるように受取れる。しかし報告でも触れている中村吉治氏の考へ方はこれとは異なる。生活にかかわる西川会員の言う生活共同体、これは村というより集団と表現した方が適切かもしれない。これが、たとえば入会、たとえば水がけ、というように機能分化し、それぞれの局面に対応して共同体的集団の範囲にすれが生じてくる。その上で行政村をつくらなければならない。行政村の範囲はこれらの最大公約数範域と、これはまた別の年貢、賃租の便宜、地理的条件、等が加わって決定される。つまり行政村の形は一律ではない。そこを中村吉治氏はある意味で機械的に線を引いた、と表現した。機械

的とは言つても、文字どおり機械的というわけではない。生活共同体的実態を踏えているのである。そのうえで「機械的」に崩せる程度にまで共同体的実態が崩れている。それが近世の行政村であろう。第二に、西川報告は入会の主体は生活共同体であることを強調した。しかし行政村も入会に係わるのではないか。たとえば、旧来の農民的林野利用が廃止され藩宮林に組みこまれるというようならば、藩との交渉主体は行政村である。あるいはまた、藩政改革などの結果、小物成として山役錢などが設けられるばあい、その役錢を負担する入会主体は行政村内の一集落であったとしても、その取扱いは行政村がおこなう。つまり入会に関しても、行政村と生活共同体的組織とは別個なものではなく、密接な関係があり、ただ現実の利用主体と、藩とのパイプとなる組織とは違うというように理解した方がよいのではないか。第三に、入会関係が解体することはどううことなのか。入会解体の契機は、単純に生産力構造の変化、商品経済の発展と言つて済ますわけにはいかない。利用主体である集落の内部構造（家の序列、上下関係、支配関係）の変動が解明されないと入会解体の問題は正面から提起できないのではないか。耕地にそくして言えば地主の出現ということになるが、山林も同じようなことが、あるいは耕地よりもっと早くから現われて來るのでないか。そのような入会の解体主体となる層を明確にして來ないと近世入会の解体は説明できないのではないか。こう考えたばあい、明治になって地租改正のさい、官民有区分を通して私有権が確立していく、この状況の下で急激な分解が進んでゆく。地主制を対象とした昨年度の安孫子報告は、この文脈で今年度の西川報告と持続するのではないか。

同じく安孫子会員の岩本報告に対するコメントはおおよそ以下のとおりである（なお、安孫子会員はすでに研究通信で、東北地区研究会での岩本報告の司会者として所説を述べている）。第一は、シキマキ、クシザシの解釈論は別として、それによって代表されるアマツ罪が何故その後も残るのかということである。換言すれば、他人の権利を犯すという問題。何故犯してはいけないのかという問題と言つてもよい。この背景には経営の保証、あるいは経営の維持といふことがある。近代に引きつければ家としての経営の保証ということとなる。つまりたんなる既得権の問題ではなく、そのもうひとつ奥にある経営の保証にかかる問題である。だから、もし他の方法によってその保証が可能となればアマツ罪的な禁止令は消えてゆくと考えた方がよいのではないか。小作争議との関連で言えば、一方で村落的な経営保証ではない小作権の要求と言うような個別的な権利要求が出て来る段階において、共同田植とういうような行為がどういう意味をもつのか、ということでもある。第二は、アマツ罪による禁止の保証主体は誰かということである。岩本報告では罪自体の意味するところにおかれ保証主体は明確とは言い難い。支配者が保証することもあるし、村落の中で保証されるばあいもあるし、村落の中でも保証されるばあいもある。村落のばあいでも、村落がいかなる性格を持ちながら保証するのか、そこに歴史性があるはずで、この点を解説することによって、近代の問題につながって来るのではないか。

このほか安孫子会員は、長谷川報告における家産の理解に関説して、家産とはその家をもつてしても自由に処分出来ないものとして家産なのであり、長谷川会員のように、制約はあるとしても処分可

能なものであるならば、個人の権利が余り強くあらわれていらない私有財産と言つべきではないのか、と述べた。なお長谷川報告報告についての質疑応答は、次回研究通信で一括して紹介したい。

磯部会員のコメントは課題・特別報告者全員を横断するような形でおこなわれたので、要旨を一括して記しておきたい。磯部会員は西川報告からの行政区と生活共同体の理解を整理した上で、自己の見解に導いていく。西川報告は行政区と生活共同体とを明確に仕分して説明した。西川報告によれば、行政区とは要するに貢租収取の便宜に出るもので、それ故、幕府レヴェルの仕分けと藩レヴェルの仕分けとではかなり違っている。ということは、生活共同体はこのようない行政村との見合いでかなり柔軟な可動性を持っていることではないか。所有サイドから言えば重層的と表現してよいのかかもしれない。つまり行政区と生活共同体とが截然と区別されない、あるいは生活共同体の組織自体がかなり可動的な側面を持つていて、このあたりが気になるのは生活共同体としての村を強調することの意味と関連する。生活共同体を規定している所有、明治以降にあっては私的所有であるが、その所有の生活共同体に対する規定性をどのように理解したらよいのか。それはおそらく歴史的に推移していく性格のもので、この中では、生活共同体の内部からする所有への働きかけというものもあるであろう。いずれにしても西川報告で対象とした時代から現在にいたるまで、とくに所有とのかかわりでみた歴史的推移を具体的にどのように把えていたらよいのか。その辺を考えてみると思われる。磯部会員の含意は、このような考察は、現在われわれが抱えている問題、つまり私的な合理性を超えて社会的合理性をどう再建するかという問題に

つながって来るからということであろうか。磯部会員はさうに、永田報告における地域資源の合理的活用も同じ問題にかかわると指摘した。永田報告では地域資源の合理的利用システムをいかにして創造するか、それが課題、と指摘しているが、これは長谷川報告の土地利用秩序と関係して来る。そして、磯部会員はこの土地利用秩序と所有の規定性との統合を求める。つまり、土地利用体系といえはそれはたとえば作付体系 労働力の利用体系というような物的なものが内容である。しかし土地利用秩序になるとこの物的なものが基礎であることに変わりないとしても、これと所有の圧力との統合が具体的な課題になる。つまり、現にある土地所有がこの秩序形成に障害であるとすれば、それを誰がどのように解決（統合）していくのか、そこに現在の課題がある。このような意味で所有とその内実を媒介していくものとして、磯部会員は労働主体の自立化の程度をおいているが、そのぎりぎりのところは生存、つまり生活の維持だと指摘する。現在における土地所有は自作農によるもので、その限り、土地所有は労働主体のむこう側にあるというものではない。自作農にあってはいわば相容れざる二つの魂が現実の場で衝突せざるをえない。安孫子会員はコメントで、村落というばあいその内部構造に重点をおいて考えるべきであるが、現在の村には商業化、混住化という社会現象があらわれている。この事態のなかで、私的所有の意味合いをあらためて明確にしていかないと、集団的土地利用にしても、あるいは土地利用秩序にしても、なにかほのぼのとしたものとなってしまうのではないか。この辺についての、具体的な事実からの接近が必要であろう。現在は、自作農の土地所有といつても、一方では政策的に小作地を増やす政策がとられてい

る。それどころか、耕作放棄地がそれ以上に増加している。まさにアマツ罪ではないか。これを罪として意識し、克服するにはどういうわざ仕掛けがあるのか。これは、つまり、自作農を前提とする限り、彼ら自身の中にある二つの魂の衝突を内面から変えてゆくという意味で、土地所有の障壁をどのように自覚化していくのか、その道筋を厳密に説明していくことの必要性を示すものといえよう。以上、司会者のメモに従って大会討論の前半部分を整理した。大會討論の構成方針はともかくとして、他の発言内容については、東の誤解があるかもしれない。これらは次年度にむけて予定される研究会、あるいは研究通信等によって訂正していただきたい。後半部分については、次回研究通信で、吉沢会員と東の担当で紹介する予定である。

（一九八六・一一・二八）